

## 第 51 回 鈴鹿市都市計画審議会 議事要約書

- 1 日時：令和 5 年 7 月 4 日（火）15 時 00 分から 17 時 05 分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館 6 階 庁議室
- 3 出席者：  
（都市計画審議会委員）  
（オンライン出席）  
坂口博文，村山顕人  
（会場出席）  
磯部友彦（会長）山路由実子（職務代理者），  
内山安司，金沢幸子，福嶋礼子，藤枝律子，  
曾我正彦，矢田真佐美，市川哲夫，中西大輔，森喜代造  
（欠席）  
堀田長久，矢田和夫  
（鈴鹿市）  
都市整備部長 今村隆之  
都市整備部次長 伊藤実  
都市計画課長 齋藤鎮伸  
（事務局）  
土木総務課長 玉田真一  
土木総務課幹線道路企画室長 橋本研一  
道路整備課長 堤義孝  
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志  
同グループ 鈴枝寛規，岩井佑樹
- 4 議題：  
（1） 諮問第 1 号 鈴鹿都市計画道路の変更（三重県決定）について  
（3・1・28 号 北勢バイパス）  
（2） 諮問第 2 号 鈴鹿都市計画道路の変更（鈴鹿市決定）について  
（3・4・6 号 平野三日市線）
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍 聴 者：1 名
- 7 議事録署名人：市川哲夫委員，中西大輔委員
- 8 配布資料：第 51 回 鈴鹿市都市計画審議会 事項書  
第 51 回 鈴鹿市都市計画審議会 議案書  
鈴鹿都市計画の変更について（諮問）
- 9 審議会の内容（要約）

## 幹事（課長）

只今から第 51 回鈴鹿市都市計画審議会を開催します。委員の皆様には、お忙しいところ、当審議会に出席いただきありがとうございます。本日の審議会は、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領に基づき一部委員の方がオンライン参加であることを報告します。それでは、初めに副市長が挨拶します。

## 副市長

皆様、本日は忙しい中第 51 回鈴鹿市都市計画審議会への出席ありがとうございます。また、日頃は本市の都市計画行政を始め、市政各般にわたり、格別の理解と協力に感謝します。当審議会は、本市の都市計画に関する事項について、審議する重要な審議会です。委員の皆様方には、何かとお世話になりますが、よろしくお願いします。本日の議題は諮問する案件が 2 件と報告事項が 1 件です。

まず、諮問第 1 号の鈴鹿都市計画道路の変更（三重県決定）（3・1・28 号北勢バイパス）ですが、三重県が決定するもので国土交通省三重河川国道事務所が鈴鹿四日市道路として事業に着手し、路線測量や地質調査等に基づき詳細な設計を行った結果、線形や一部のランプ部の形状変更等が必要になったため、本路線区域変更の都市計画決定をするものです。続きまして諮問第 2 号の鈴鹿都市計画道路の変更（鈴鹿市決定）（3・4・6 号平野三日市線）ですが、鈴鹿市が決定するもので国による鈴鹿四日市道路の事業着手に伴い、本市が路線測量等を行い、測量結果に基づいた詳細な設計を行った結果、線形の一部変更が必要で、変更の都市計画決定をするものです。諮問は、以上の 2 件です。

さらに報告事項の 1 件は鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告です。第 50 回都市計画審議会にて報告した後の進捗について報告をします。以上が本日の議題となります。皆様から貴重な意見を頂きたいと考えています。審議の程よろしくお願いします。

## 幹事（課長）

申し訳ありませんが、副市長は他の公務がありますので、ここで退席をします。理解願います。

（副市長退席後）

続きまして、お手元に配布した資料の確認をお願いします。

- ・第 51 回鈴鹿市都市計画審議会 事項書
- ・第 51 回鈴鹿市都市計画審議会 議案書
- ・名簿

さらに、会場の委員には本日机の上に配布しています

- ・ 諮問書
- ・ パワーポイント資料

以上の 5 点ですが過不足等はありませんか。なお、パワーポイント資料は、この会議室の映写の不鮮明な箇所を補足する資料として配っています。パソコン画面にて画像を見られるオンライン参加の委員には、送っていません、資料の不備等がありましたら、事務局まで言ってください。

それでは、議事に入る前に何点かお断りをします。まず、議事録作成のため録音します。議事録は要約記録とし公開します。また、質疑応答の際に発言する場合は、会長へ呼びかけ会長から指名を受けた後に発言願います。さらに会場にて出席の委員は、席に設置のマイクの 4 番「要求」ボタンを押してから会長への呼びかけをお願いします。その後発言が終了しましたら 5 番「終了」のボタンを押すようお願いします。それでは、鈴鹿市都市計画審議会条例第 7 条の規定に基づき、磯部会長に議長をお願いします。磯部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

## 議長（会長）

それでは、規定により私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。本日は、審議会委員 15 名中 13 名の委員が出席し、2 分の 1 以上に達しており、鈴鹿市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、審議会は成立しますことを宣言します。

また、本日の傍聴者については、一般傍聴者の方 1 名が来ていることを報告します。傍聴人の方の入室をお願いします。

傍聴人 （入室）

議事に先立ち、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第 9 条の規定に基づき、議事録署名人を 2 名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順で指名します。本日の議事録署名人は市川委員と中西委員になります。委員の皆様よろしいですか。市川委員と中西委員よろしくお願いいたします。それでは、手元に配布しています事項書に基づき進めます。本日の案件は 3 件です。

諮問第 1 号「鈴鹿都市計画道路の変更（三重県決定）（3・1・28 号北勢バイパス）」について事務局説明をお願いします。

## 事務局

それでは、諮問第 1 号鈴鹿都市計画道路の変更（三重県決定）（3・1・28 号北勢バイパス）について説明します。

まず初めに、今回変更を行う北勢バイパス（鈴鹿四日市道路区間）の概要に

ついて説明します。北勢バイパスは、平成2年に都市計画決定された道路で、四日市市采女町の国道1号接続部から鈴鹿市稲生町中勢バイパス取り付け部に至る延長7.5kmの幹線道路として、令和2年度に予算化されました。構造形式は、青の二重線で示しています、嵩上げ式、いわゆる高架構造と、赤の二重線で示しています地表式の2種類があります。嵩上げ式の区間が全体の約8割を占めており、交差する道路と立体となるため、青丸で示す4か所で、本線に合流するためのランプを設ける計画です。

では、変更の概要について説明します。北勢バイパス（鈴鹿四日市道路区間）について、路線測量、地質調査等に基づいた設計を実施した結果、線形や一部ランプ部の形状変更等が必要になったため、都市計画決定の変更を次の4点に基づいて行うものです。

まず、1点目は全体区間について、中央帯や路肩などの幅員を最新の道路構造令に規定する幅員への変更を行うもの、2点目は鈴鹿川を渡る部分について本線線形の変更を行うもの、3点目は県道鈴鹿宮妻峡線との取り付け位置等の変更を行うもの、4点目は地質調査等による設計の見直しに伴う道路区域の変更を行うものです。

北勢バイパスの変更箇所の位置関係について、図面にて説明します。上半分が変更前、下半分が変更後の図面になります。下の変更後の図面をご覧ください。鈴鹿都市計画の全体について、1番の幅員の変更を行います。また、図面中央部になりますが、2番の本線線形の変更箇所です。また、その左隣になりますが、3番の県道鈴鹿宮妻峡線との取り付け位置の変更箇所です。最後、4番は地質調査等による設計の見直しに伴う道路区域の変更を行います。

では、4つの変更内容について、順に詳細を説明します。1点目、幅員の変更です。道路の幅員は、平成2年度の当初決定時、昭和58年度の道路構造令に規定する標準幅員により計画していました。今回、北勢バイパス（鈴鹿四日市道路区間）の予算化に伴う計画の見直しにあたって、令和2年度の最新の道路構造令に規定する幅員への変更をしています。変更する区間は、鈴鹿市国分町の都市計画区域境界から鈴鹿亀山道路との交差点までの区間で総幅員25mを25.3mに、また、鈴鹿亀山道路から鈴鹿市稲生町の中勢バイパス合流部までの区間で総幅員40mを41.8mに変更しています。

先ほど説明しました幅員の変更について、標準断面図を新旧対象表示しています。左が変更前で、右が変更後です。標準断面図は、上段が土工部で、下段が高架部です。図で示す幅員のうち、赤枠で囲った路肩、中央帯、自転車歩行者道が最新の道路構造令の数字に変更しています。また、変更後の高架部で、両側に管理幅1mと記載がある部分は、維持管理上必要な幅員として今回加えています。

最新の道路構造令における左側路肩の幅員を示した表です。当初決定時の幅員 1.5m から 1.25m に変更しています。次に、最新の道路構造令における中央帯の幅員を示した表です。こちらでも当初決定時の幅員 1.5m から 1.25m に変更しています。また、表にはありませんが、自転車歩行者道の幅員についても、当初決定時の 3m から最新の道路構造令の規定である 3.5m に変更しています。次に、高架部の道路区域境界部の幅員を示した図になります。擁壁外側の道路側溝幅 50 cm に保全に必要な幅 50 cm を加えた 1m を道路管理に必要な幅として道路区域に加えています。

幅員の変更一覧になります。鈴鹿亀山道路より北側の幅員 25m 区間については、25.3m に変更しています。また、鈴鹿亀山道路より南側の幅員 40m 区間については、先ほど説明した内容に加え、高架橋の欄干構造も見直し、増加した分も加味し 41.8m に変更しています。

続きまして、2 点目の鈴鹿川渡河部の本線線形の見直しについて、平面図で説明します。中央の青い部分が鈴鹿川で西側か東側へ向かって流れています。黄色い線で示している当初決定時の本線橋梁の線形では、S 字のカーブになり、道路横断でひねりが発生し、車両の走行性向上が課題となっていますので、赤線で示す直線に変更しています。この変更により、橋梁の施工性や走行車両の走行性が向上します。

続きまして、3 点目の県道鈴鹿宮妻峡線への取り付け位置の変更について説明します。図は、本線と県道との取り付け位置の平面図を新旧対象表示しています。まず、左側の変更前の図面をご覧ください。当初決定時では本線の東側で県道に取り付ける計画でした。今回、路線測量を実施した結果、県道の縦断勾配が 2.5% 以上のため、道路構造令で規定する緩和勾配区間が確保できないことが分かりました。加えて、取り付け位置が県道の曲線区間にあたるため、視認性に問題があり、安全確保のため右側の図のように取り付け位置を平たんで十字路になる本線の西側に見直しています。

続きまして、4 点目の地質調査等に伴う都市計画道路区域の変更です。表示しているのは起点部の計画図です。黄色の線は変更前の計画線、赤色の線は今回変更となる計画線となっています。都市計画道路の形状に関しては、現地測量や地質調査を実施したことにより、現地の地形や地質に応じて地表式ののり面部分では勾配が変わることにより、区域が変更されることになります。

次に横断図面の説明をします。道路を通すために地山を切った断面になります。当初決定時は、地山の部分は岩盤を想定していましたので、1 割の切土勾配を設定していました。今回、地質調査を実施した結果、それよりも柔らかい砂質土の地山が確認され、道路の技術基準に基づき、当初よりも傾きが緩い勾配に見直しました。区域の変更はこれによるものです。

次に都市計画決定手続きにおける住民説明会、案の縦覧、意見書の提出について説明します。住民説明会の状況については、鈴鹿都市計画では令和5年2月14日に実施し、参加者の数は80名で、特に都市計画の変更案に対する反対意見はありませんでした。都市計画法第17条第1項に基づく変更案の縦覧について、令和5年5月23日から6月6日まで行い、結果は、縦覧者8名、意見の提出はありませんでした。

「鈴鹿都市計画 道路の変更」（三重県決定）については、三重県にて決定を行うものとなっており、令和5年4月28日付けで三重県知事からの市に対する意見照会を受け、本日本審議会に付議しました。今後、本審議会の意見をふまえ、鈴鹿市が意見を回答しますと、三重県都市計画審議会、国土交通大臣との協議を経て都市計画決定される流れとなっています。

以上で、諮問第1号鈴鹿都市計画道路の変更についての説明を終わります。

#### **議長（会長）**

質問や意見がありましたら、発言願います。

#### **中西委員**

インターチェンジの取り付け位置の変更に関連して、安全対策の考え方について、また、道路の逆走等の対策について併せてお聞かせ願いたい。

#### **事務局**

安全対策につきましては、詳細な設計がなされた段階で決定していきます。現時点では都市計画決定の図面ですので安全対策について返答できませんが、事業主体である三重河川国道事務所に対して、逆走の対策を含めた安全対策について検討するよう申し伝えます。

#### **中西委員**

安全対策について取り組んでいただきたいのでお願いします。

#### **福嶋委員**

北勢バイパス・中勢バイパス・鈴亀道路3つの道路が将来的には完成して鈴鹿市の道路ネットワークとなる。予算の都合等もあるかと思うが、各道路の完成時期、開通予定はわかりますか。

#### **事務局**

事業主体が三重県及び国土交通省であり、詳細について回答できないところ

ですが、北勢バイパスはこの都市計画変更決定後事業承認を鈴鹿亀山道路も事業承認を取って用地測量等に着手すると聞いています。明確な完成時期について回答できませんが、追々事業進捗に合わせて事業主体から説明がなされることとなります。

#### 森委員

資料にある地質調査について、この地質調査以外に埋蔵文化財の調査等を行うのか。

#### 事務局

国分町周辺は埋蔵文化財が多い地域であり、遺跡の調査等は必ず行うこととなります。実施時期については未定です。

#### 議長（会長）

意見等出尽くしたように思いますので、意見をまとめたいと思います。

令和 5 年 6 月 9 日付け鈴都計第 314 号で諮問のあった諮問第 1 号鈴鹿都市計画道路の変更（三重県決定）（3・1・28 号北勢バイパス）について、本日、審議したところ、原案を適当と判断し、答申をしますが、いかがでしょうか。

（委員に対し異議の確認）

ありがとうございました。

続きまして、鈴鹿都市計画道路の変更（鈴鹿市決定）（3・4・6 号平野三日市線）について事務局、説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、諮問第 2 号鈴鹿都市計画道路の変更（鈴鹿市決定）（3・4・6 号平野三日市線）について説明します。

都市計画道路平野三日市線は、都市計画道路汲川原橋徳田線から都市計画道路北勢バイパスにまたがる計画延長 3480m 車線数 2 車線計画幅員 16.0m の計画道路です。平成 2 年に都市計画決定されています。都市計画道路平野三日市線は、鈴鹿市都市マスタープランにおける将来都市構造の骨格となるその他の幹線道路の位置付けがされています。

起点の都市計画道路汲川原橋徳田線から都市計画道路石薬師道伯線（算所南交差点）までの 2550m の区間は改良済み区間となっており今回、円滑な交通を確保し機能的な都市活動の実現を図るべく残る区間の事業に着手し、詳細設計を行った結果、算所南交差点から市道算所 309 号線の交差点までの間約 240m 区間において道路中心線の変更が生じたため、本線線形の見直しを行い、都

市計画決定の変更を行うものです。算所南交差点から終点北勢バイパスまでの道路整備事業が完成すると都市計画道路平野三日市線は起点から終点までの全区間が整備完了となります。

平面図をご覧ください。算所南交差点東側区間約 240m 区間の道路計画法線が図面黄色のラインのように屈曲しているため、円滑な交通を確保し、機能的な都市活動の実現をすべく詳細設計を行った結果、図面赤色ラインのように緩和区間（クロソイド曲線）を設け線形の見直しを行い、計画変更を行うものです。緩和区間（クロソイド曲線）とは緩和曲線を挿入することで、運転者が道路が急に折れ曲がっているような錯覚を受けることを緩和し安全なハンドル操作にて通過できるよう走行車両の走行性を向上させるものです。

計画書の説明をします。今回の変更は、一部の区間の本線線形の見直しであり、計画書の内容に変更はありません。

続きまして、都市計画決定の手続きについて説明します。鈴鹿市にて決定を行う「鈴鹿都市計画道路の変更」については、住民説明会を実施し原案を作成しますと公告及び案の縦覧を行います。

住民説明会の状況は、令和 5 年 2 月 1 日と 3 日に実施しました、参加人数は合計 44 名で特に都市計画の変更案に対する反対意見はありませんでした。都市計画法第 17 条第 1 項に基づく変更案の縦覧につきまして、今回、都市計画の案を令和 5 年 5 月 23 日から 6 月 6 日まで行いました。縦覧の結果縦覧者は 4 名、意見書の提出はありませんでした。そして、本日、鈴鹿市都市計画審議会に付議し、承認されたら変更の都市計画決定をする予定です。本案件は、都市計画法施行令で定める軽易な変更該当し三重県知事との協議が不要となります。今後の事業の流れは、令和 5 年度から用地境界立会を行い、用地補償調査、用地買収を順次行い工事着手、供用開始という流れとなります。

以上で、諮問第 2 号鈴鹿都市計画道路の変更についての説明を終わります。

## 議長（会長）

質問や意見がありましたら発言願います。

## 中西委員

この都市計画道路は平成 2 年に当初決定された道路で、30 年以上の年月が経過しています。住民説明会は開催したようですが、近隣に高等学校があり生徒の通学等に影響があると思われる、高等学校等への聞取り等を行っているのかお聞かせ願いたい。

## 事務局（道路整備課長）

地元自治会から中学校の通学路にもあたるため安全対策等の意見があります。意見に対して前向きに検討を行い、事業を進めていきます。

## 中西委員

事業進捗過程においても中学校・高等学校の意見を聞取りしてください。

## 議長（会長）

意見等出尽くしたように思いますので、意見をまとめたと思います。

令和 5 年 6 月 9 日付け鈴都計第 314 号で諮問のあった諮問第 2 号鈴鹿都市計画道路の変更（鈴鹿市決定）（3・4・6 号平野三日市線）」について、本日、審議したところ原案を適当と判断し答申しますが、いかがでしょうか。

（委員に対し異議の確認）

ありがとうございました。

これで、本日審議する諮問案件はすべて終了しました。

答申案を事務局に作成させますので、その他事項の後に確認願います。

それでは、その他事項（1）「鈴鹿都市マスタープラン改定業務進捗報告」について、事務局、説明をお願いします。

## 事務局

それでは、その他事項（1）鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告について説明します。

前回、令和 5 年 1 月 23 日に開催しました、第 50 回鈴鹿市都市計画審議会にて鈴鹿市都市マスタープランの改定業務進捗報告をし、新都市マスタープランの改定方針の考え等を説明しました。その後 5 月 15 日に第 4 回小委員会を開催し委員に、改定方針に基づき市民意向の把握を行った内容及び市民意向等を反映した計画素案について協議してもらいました。

改定方針における新都市マスタープランの 8 つの検討項目に沿って令和 4 年度に検討を行いました。

改定方針に基づき、これまで行った改定作業について説明します。参考資料 3-1 を合わせてご覧ください。市内ものづくり企業を中心に企業訪問・聞取り。産業施策に関するアンケートの結果を共有。商工会議所ヒアリング。市内高等教育機関の学生との意見交換。28 地域づくり協議会との意見交換の結果を共有。転入ママのつどい対象者との意見交換を行いました。これまでに出了意見の傾向を説明します。学生との意見交換では笑顔で、安心して暮らせる街を目指したいとの意見が多く、地域コミュニティの維持が課題との意見が多く出ました。子育て世代との意見交換では浸水想定区域について転入前に調べたと

の意見が多くあり、また、子育て施設の充実を求める意見や鈴鹿市が活気あるまちになってほしいとの意見が出ました。市内企業との意見交換では、雇用の確保が難しくなっているとの意見が多く出たのと、訪問した企業の中では近々に新たな土地利用を考えている企業はありませんでした。

令和4年9月から10月にかけて市内にお住いの18歳以上の方3,000名を無作為抽出しアンケートを実施しました。アンケート内容は、前回平成28年改定時にもアンケート調査を実施しており、そこからの定点観測を行うことから、設問は大きく変更せず、また、今回都市マスタープラン改定と同時期に総合計画や他の計画でも改定作業でアンケートを実施することから同じ内容の設問は避け、景観・デジタル技術・ウォーカブルなど時代にあった設問を設けました。回答者に占める50代以上の回答の割合が71.2%で若年層の回答率が低い傾向です。この結果をふまえ若者対象のワークショップを実施しています。

令和4年12月7日に若手職員を対象としたプレワークショップを行い。令和4年12月18日、令和5年1月22日の2日間にわたり市民ワークショップを開催しました。アンケート調査時に40代以下の方にワークショップへの参加募集を行い、また、市内高等教育機関及び近隣市の建築系学科の学生に参加募集を行い、8名の方に参加いただきました。建築士会鈴鹿支部青年委員会の協力を得て建築士の方4名にも参加協力してもらいよりよいワークショップとなりました。ワークショップでは西部地域（山側の地域）の活性化が鈴鹿市全体の活性化につながる、自然と歴史的景観の観光での活用、様々な魅力発信、交通等における新技術の導入に期待といった意見が出ました。

市民意向の把握以外に庁内検討会議を2回、作業部会を4回開催し庁内調整を図っています。庁内調整でまとまった部分については素案へ反映していますが、土地利用の範囲の見直し等まとめ切れていない部分については、引き続き調整を図っています。

次に、都市マ素案への反映の概要について説明します。資料3-2 5ページをご覧ください。左側が令和3年度に策定した改定方針の8つの検討項目です。真ん中が検討項目に添って市民意向の把握等改定作業から見えてきた課題を記載しています。右側が見えてきた課題を解決するための方針として都市マ素案へ反映した内容になります。8つの検討項目に沿って詳しく説明します。資料3-2 6ページ以降に詳細を記載していますのでご覧ください。

コンパクトプラスネットワークの構築については、検討項目としてコンパクトなまちづくりに向けて都市機能の誘導や交通ネットワークの形成を図るため居住や都市機能の誘導方針、居住推奨地域などがあげられていることから。地域づくり協議会ヒアリング結果から人口減少や高齢化にともなう地域活力の低下、商工会議所ヒアリングから広域的な視点から都市づくりを考えるため、近

隣市との連携が必要、市民ワークショップから西部地域の活性化といった意見を頂き課題が見えてきました。そういった課題の解決方針として市街化区域の人口密度を維持し生活サービスの存続、居住者の利便性が確保されるまちづくりを推進、市街化区域を中心として、生活圏域として一体的な土地の有効活用を目指し、近隣市との土地利用と調和、身近な生活利便施設の維持・充実、多様な移動ニーズに対応した地域公共交通を確保、こういった事項を素案へ反映記載しました。西部地域の地域づくり協議会や海沿いの地域づくり協議会との協議は、まだ行えていないことから、協議を実施し、まとまった事項を記載していきます。鈴鹿市地域公共交通計画と整合した居住誘導については、鈴鹿市地域公共交通計画との整合から課題が見えてきました。課題の解決方針として、素案へは、ネットワークのイメージ図、多様な移動ニーズに対応した地域公共交通の確保を反映記載しています。

ウォーカブルシティと高質な都市空間の形成については、居心地が良く、街歩きをしたくなるまちなか空間の形成／新しい地域社会の繋がりへの構築に向けた、社会参画の機会と交流の場の創出を検討項目とし、市民アンケートにおいて安全な歩行空間の確保、学生意見交換において地域コミュニティの維持、地域づくり協議会ヒアリング結果において、自治会の維持が困難等の意見を頂き課題が見えてきました。課題解決方針として、素案に住環境の維持保全、身近な生活利便施設の維持・充実、ウォーカブル推進について記載反映しました。身近なウォーカブルの推進／健康・医療・福祉のまちづくりについて、庁内検討会議において鈴鹿市健康づくり計画との整合について意見を頂き課題が見えてきました。課題解決方針として素案に都市機能や居住機能が集積した集約型の快適で健康的な暮らしができる都市づくりに取組ことなどを記載反映しました。検討項目の自然環境や歴史的景観等の地域資源を次世代への継承について、学生意見交換において地域コミュニティの維持、市民ワークショップにおいて自然と歴史的景観を観光につなげる、様々な魅力発信等意見を頂き、課題解決方針として素案へは、自然環境や歴史的景観等の地域資源を未来へ継承、都市環境と自然景観・田園景観との調和、鈴鹿らしい景観の維持、鈴鹿の魅力ある地域資源を市民と共有するとともに、SNS等を通じて広く情報発信を推進これらのことを反映記載しました。

デジタルシフトによるスマートシティの推進については、検討項目のデジタル技術の進化やソサイエティ 5.0 等 DX に関して、市民アンケートでデジタル技術の活用により多くの人が前向きな回答があり、市民ワークショップでは、交通等における新技術の導入に期待する意見が寄せられ課題が見えてきました。課題解決方針として、デジタル技術の活用についてや、情報発信と共に検討する事を反映記載しています。DX については、総合計画の内容と整合を図り記載

内容を修正・充実させていく事とします。

カーボンニュートラル／脱炭素まちづくりについては、公共交通やエコな移動手段による高齢者や子育て世帯も暮らしやすいまちづくり、エネルギー自立型の都市づくり、エネルギー利用が効率的な都市づくりが検討項目としてあげられることから庁内検討会議においてカーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組み、近隣住民や地域等と協力した健全な生活環境の保全について意見を頂き課題が見えてきました。課題解決方針として、素案へは、公共施設への再生可能エネルギーの導入や建物自体の脱炭素化推進、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み推進、健全な生活環境を保全について反映記載しています。

産業振興・企業誘致に向けた新規産業拠点の検討については、土地利用（ゾーン・エリア）の範囲の見直し、運用改善による既存企業の事業拡大や新規企業立地の促進、自動車産業のEV革命に対応した地域産業の再構築の基盤づくりについて、企業ヒアリング、企業アンケート、商工会議所ヒアリングにおいて事業用地の確保が課題としてあげられ、近隣市と連携した広域視点からの都市づくりについて意見を頂きました。この課題を解決する方針として、素案へ圏域での経済発展を目指し、近隣市との地域経済の展望を共有し、各市の特性を生かした役割分担を明確化するなど密接な連携を図ります。EV化による新規参入業種・企業の誘致に向けた受け皿づくりを記載反映しました。また、リニア中央新幹線について、リニア中央新幹線との連携も視野に入れつつ広域的な都市間連携軸の充実を検討し、地域活力の向上につなげる、この事項を今回新たに記載しました。継続検討中である土地利用ゾーンエリアについては関係団体との協議、農業関係者との協議を実施し反映していきます。

気候変動に適応した防災・減災都市づくりについては、大規模災害からの迅速な復旧に向けBCPを反映、災害リスクを踏まえた防災・減災都市づくり等について、検討項目としてあげ、地域計画の吸い上げや市民アンケートで災害時の安全性に関する関心が高く、課題が見えてきました。課題解決方針として、素案へ災害情報の収集や発信を効率的・効果的に行い防災・減災につなげるため新技術の導入を検討することや復興事前準備の取組検討について反映記載しました。対象地域の地域づくり協議会との協議を行えておらず協議を実施しまとまった事項についても記載していきます。

SDGsと目指す都市づくりについては、素案へSDGsへの貢献と都市づくりの方針の紐づけを記載しています。引続き総合計画におけるSDGsの記載との整合を図り修正・充実させていきます。

地域別構想への展開については、地域づくり協議会・地域計画等の吸い上げを行うこととしており、地域計画から災害時の安全性、地域コミュニティの維

持，社会交流の場を創出といった課題が見え，素案へは，災害時の自助・共助の対策，事前復興準備，地域の生活拠点の維持の対策について反映記載しました。

以上が素案への反映の概要についての説明です。

第4回小委員会で，委員からの意見と事務局の対応方針です。資料3-1として添付しています。概要を報告します。

まちを動かしていくのは人である。まちづくりを担っていく人づくりについては都市マスに記載しているかという意見に対して。

まちづくりにおける人づくりの手法やこういった団体と協議していきまうとといった部分については記載がありません，まちづくりを担っていただく人づくりは大切であり，都市マスの改定後も継続して行っていきたいと思ひます。と回答しています。

計画策定において市民との意見交換をし繋がりうできた。その繋がりをお大切にして引続き向き合って行っていってほしい。せつかくつながった関係を継続して具体的に取組んでいく事を都市マスに記載してほしい。という意見に対しては。

地域の方々と協議し地域別構想を策定していく流れは記載しています。具体的な対話の相手は記載していない。都市マス改定後も繋がりを持ってまちづくりを進めていきたい。と回答しています。

今回の素案において，コンパクトで住みよい都市づくりとモビリティの高い都市づくりの図面が別のものに入れ替わってしまっている，これは，もとの精度の図面に戻すべきであると思ひう。脱炭素の都市づくりについて，都市マスの中では方針として高容積が可能となっている市街地においては太陽光パネルが効率良く運用できるような都市のかたちを再検討しますといった方針を入れた方がよい。脱炭素の考えの中で，これからは木造で街をつくっていくべきだとの考え方もある。鈴鹿市としてどういう風に推進するののかもぜひ考えて欲しい。気候変動適応について，素案の記載においては川があふれる外水氾濫を意識した記述になっているが，水害は外水氾濫だけでなく内水氾濫もあり，局所的に低い場所に雨水が集まってきてしまって浸水が発生する。内水氾濫にどう対応するのかについても都市マスに記載してほしい。夏の暑熱について，うまく建物を配置し日陰をつくっていくといった暑熱に関する方針が入れられると良いのではないかな。との意見に対しては。お手元資料3-1に遮熱とあるのは誤びゅうのため暑熱に修正します。

現行都市マスに記載の図面に戻していく方向で庁内等と協議を行い検討していきます。脱炭素，気候変動適応については，検討する方針について都市マスに記載することで対応したい。と回答しています。

リニアについてもっと積極的に、踏み込んだ記載をしてもいいのでは。防災面において、河川敷に竹藪が管理されていない箇所があり増水時に危険を感じている。河川の管理について都市マスへの記載対応はどう考えるか。という意見に対して。

河川整備等の方針については素案 P82 に記載がある。詳細は実施計画を実施部局がたて、そちらに記載することになる。治水対策が必要であるとの認識はあり、治水対策の推進として都市マスにも記載しています。リニアについて、大規模事業でありまちづくりに影響があると懸念をしています。もう少し詳細が決定し鈴鹿市への影響が見えてきた段階で都市マスへ反映できればと思います。と回答しています。

関係部局について各項目が庁内のどの部署が所管していて関係しているのかを分かりやすく記載した方がいいのでは。都市マス自体をどうやって PR していくのかの記載はなくていいのか。また、計画自体についてどうやって評価していくのか。中間評価を実施する考えはあるのか。という意見に対しては。

PR や活用の仕方について、都市マス自体に記載するのではなく都市マスを説明する資料の中で表記していくなど今後検討します。評価については、都市マス自体が理念や方針を記載しているものなのでなじまないと思われます。都市マス自体が 20 年先の都市を展望した長期的な計画であることから中間評価を実施する考えはありません。と回答しています。

中間評価がないと方向修正ができないのでは。総合計画は沢山の指標を持っている。総合計画の指標を上手く活用していく事が良いのではないか。という意見に対して。

居住誘導は民意を誘導することで、長期スパンの計画となる、目標値を設けるとしても長期的な目標設定にならざるを得ない。総合計画の評価は市民アンケート調査で評価していく。総合計画は都市マスタープランの上位計画ですので、総合計画における評価について確認・検討を行います。総合計画の評価において大きく方向性がずれるようであれば修正することもあり得る。と回答しています。

以上が、第 4 回鈴鹿市都市計画審議会小委員会での主な意見と対応方針の概要です。

最後に、今後のスケジュールを説明します。第 5 回小委員会は関係団体の意見聴取、地域づくり協議会との協議及び庁内検討会議での庁内意向を反映した計画原案について協議いただきたいと思います。

都市計画審議会では、計画原案をパブリックコメントにかける前に審議いただき、また、パブリックコメントを踏まえた計画改定案についても審議いただきたいと思いますのでお願いします。引続き改定作業を行っていきます。

これで、鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告の説明を終わります。

### 議長（会長）

質問や意見がありましたら発言願います。

### 市川委員

中勢バイパス及び汲川原橋徳田線の工事の進捗について、道路整備についてどのように都市マスタープランに反映するか。

リニアについて、津市長はコラム等で意見を掲載している。鈴鹿市は動きを感じられない。リニアに関する土地利用についてお聞かせ願いたい。

### 事務局

道路整備については、現行都市マスタープラン P68 に道路整備の方針として主に幹線道路の状況について記載があります。新都市マスタープランにおいても最新の道路整備の方針に更新して掲載していく予定です。個別の道路の工事進捗については、事業課の方で対応します。

三重県内のリニアについては、三重県が先頭となって取り組んでいます。鈴鹿市は、三重県等からの情報収集を行っている状況です。今回の都市マス改定においてはまだ詳細が決定していない段階ですので、詳しい記載は難しく一部分の記載にとどめています。今後も情報収集に努めます。

### 事務局（都市計画課長）

リニアについては、三重県において今年度、基本戦略をまとめる予定をしています。亀山市に中間駅を作ることが決定しているが、亀山市内のどの場所かという具体的な場所の決定には至っていない状況下で、今年度基本戦略をたてるという事なので、状況を注視していきます。

### 中西委員

市民ワークショップで西部地域に対する意見があったとのことだが、素案を見ると西部地域の取組が薄いように感じる。おおむね 20 年後の都市の将来像を展望しながら記載があるが 20 年後の都市の将来像がどんなものなのかがよくわからない、西部地域でいうと新名神高速道路が開通しているし、東海環状道もつながれば北陸ともつながり大きなインパクトとなるにもかかわらず、素案へ反映されていない、このあたりの考え方をどう整理されているか。

### 事務局

現段階の素案においては、庁内検討等は進めていますが、西部地域の地域との意見交換を行えていない状況です。計画原案を示す段階では、地域との意見交換を実施しとまれば記載していきたい。20年後の将来都市像の展望の中で人口減少時代において新たな道路ができ活性化を図りながらも人口減少に適応したまちづくりについて考えなければならない。西部地域においては市域から離れた地域でもあり生活利便施設の存続等について地域の方と協議をしながら改定作業を進めていきたいと考えています。

#### 中西委員

計画原案に向けてしっかり書き込んでいく事が必要であると思う。

素案 P9 都市づくりの課題で公共施設インフラの維持について言及すべき。

#### 事務局

公共施設については公共施設等総合管理計画等で十分に議論しており、庁内検討会議等を通じて意見聴取を行い記載検討します。

#### 中西委員

すべての公共施設・インフラを残していく事は困難である。そのことをしっかり明記しなければ誤解を与えることになる。

素案 P52 モビリティの図面で、ウォークアブルの観点からだとは公共交通空白地域を鉄道駅から 800m、バス停から 300mの考えはおかしいのではないかと、都市の在り方を考えていくのであれば、公共交通機関を中心に考えるのではなく、医療機関や生活利便施設に対して生活者がどのような状況かという観点から考えていく事が重要である。今後図面を増やしていく等の考えはあるのか。

#### 事務局

都市マスタープランの関連計画である地域公共交通計画における手引き等作成において議論された内容を共有し都市マスタープランにも反映できればと思います。P52 はモビリティの高い都市づくりの図面になりますので公共交通等を中心とした図面とし、生活利便施設等の考え方については地域公共交通計画と整合を図ります。

#### 中西委員

ウォークアブルやコンパクトに住まうとなった場合には、生活利便施設等と生活者との関係がメインになってくる、その点からの議論をしっかりと原案に活かしてください。

素案 P59 視点別取組において地域協働による取組で地域別構想の策定が記載されている。地域の方が主体的に考えていく事は必要であるが、横展開していく必要性について明記しておくべき。

若年層からの意見聴取をしっかりとしないと次の時代に向けた取組ができない、この点について今後どのように取組むのか。

#### 事務局

素案 P59 地域協働による取組において地域別構想策定を想定していますが、その地域に特化したことが地域との協議でまとまれば地域別構想に記載していく、都市マスの上乗せ的な位置づけのイメージです。横展開については1つの地域の地域別構想を都市マスに載せることができれば他の地域にも広がっていくと考えます。若者との意見交換については令和4年度に実施してきました。改定作業としてだけではなくまちづくりの観点から繋がりを持った若者や地域の若者との意見交換等を継続的に実施していきます。

#### 中西委員

地域別構想の書き方は注意していく必要がある。

世代やジェンダー等、多様性を踏まえた形で意見交換の確保が必要である。検討・実施していただくようお願いします。

#### 福嶋委員

小委員会でも意見があった関係部局とどのように取り組んでいくのかについて、マスタープランを実現する手法が現実問題として挙がってくると思われる。庁内ではこういった部局の方々が集まって協議を行っているか。

#### 事務局

庁内検討会議では各部局の主管課課長が集まって会議を開催しています。素案 P3 の分野別計画の部分にあるように庁内には様々な関連実施計画があり、すべての部署が何らかの関係があることから、全ての部署に対して情報発信を行い、内容確認を行っています。

#### 福嶋委員

庁内での意見について小委員会で適宜報告いただければと思います。

#### 今村部長

大規模開発を行う場合農林水産大臣許可が必要になる場合がある、その際ま

ちづくりを説明するのが都市マスです。国から都市マスのどこに記載があるのか聞かれます。文化交流ゾーンには工場は 100%建築できない、なぜなら、都市マスに記載がないから。農用地の除外、農地転用、開発許可において都市マスを用いて説明することになる。都市マスに基づいてまちづくりを進めていく事から国等に対する様々な手続きの際有効になる。

都市マスに記載された事項は、まちづくりの一翼を担うものになるので、様々な意見を出してください。

### 矢田委員

西部地域や海側の地域の地域づくり協議会との協議はいつごろ行う予定か。

小委員会での意見の中で図面を元の図面に戻すべきとの意見があったようだが元の図面とは何を示すのか。

### 事務局

地元協議の時期については、今年度中の改定を目指していて、年末にパブリックコメントを実施することから、秋口には計画原案を作成しなければならずここ 2~3 か月のうちに実施したいと考えています。

図面の件については、現行都市マスタープラン P47 と素案 P47 を見比べると違いがわかるかと思います。コンパクトプラスネットワークについて素案においてはイメージ図としたところ、意見をいただきました。この図面を元の図面のように戻します。

### 矢田委員

新都市マスタープランの素案について、現行都市マスタープランから何も変わっていないように見受けられる。都市マスタープランは 20 年先の将来都市像を謳っているが 10 年先の鈴鹿市の在り方を具体的に見ていかないと周辺市に差を付けられると危機感を抱いている。具体的に計画を立てながらそれを市民に周知していく事が重要である。

### 村山委員

道路整備等は皆さんが期待するほど早くは実現されないが、都市計画の実現手段としては、事業だけではなく規制誘導もある、事業に関しては事業費が予算化されないと実現されないで、今の日本の財政状況では非常に厳しいと思われる。一方で規制誘導に関しては、しかるべきところで市街地を作るなど、土地利用をコントロールする意味では効いているので何もできていないというわけではなく、しっかりと都市計画を行っているから大きな問題が起らずに

済んでいると解釈しています。

二点目として、現行の都市マスタープランの防災・減災の都市づくりの図面において、土地利用規制見直しエリアが位置付けられています。これは、策定当時三重県の都市計画区域マスタープランに先立って鈴鹿市でこのエリアに関して津波が来る可能性が高いので土地利用規制を見直すべきだという風に考えて設定したエリアです。具体的には津波の浸水深がそれなりに高いが、第一種低層住居専用地域で高さ規制 10mがある、津波に対して強い鉄筋コンクリートのマンションを建築しようとしても高さ規制のなかで建築できない土地利用規制になっているので、規制緩和したらいいのではという改定当時の意見もありましたし、逆に低層住宅地の環境を維持することを優先すべきだ、人口減少しているなかりスクの高いエリアにおいては長期的には人口が減っていく事が望ましいとの意見もあり、都市マスタープランでは判断できないので地域に入っていくって地域の皆さんと十分に議論しながら方向性を探っていきましょうということになっていたが、現行マスタープラン策定後地域に入っていくってしっかりと議論する場が設けられなかったと思う、地域が盛り上がってこないと実現していく事は難しいと思われるが、なぜ、地域に入っていくって具体的な土地利用規制見直しができなかったのか状況を教えてください。改定にあたってこの部分をどのように方針として定めていくのかについて説明ください。

## 事務局

現行都市マス策定後土地利用規制見直しエリアのうち 2 地区について協議に入りました。津波浸水区域にあることは認識されているが、家屋倒壊するといった危機感はお持ちでなく、協議に入りましたが見直しをしていこうといった機運にまで至らなかった。また、第一種低層住居専用地域にお住まいの方でマンションに住むよりも戸建て志向が強く用途変更といったところに関心を示されなかった。今回の改定において海沿いの地域との協議時には、住み方を考えて住んでいただくことを提案したいと考えています。住み方を考えるとは、1 階をピロティや駐車場として 2 階 3 階に生活スペースを持ってきてもらうことです。この考え方における規制の見直しは、高さ制限 10m を 12m に緩和し 3 階建てを建てやすくする事。浸水区域内において住み方によって減災につなげることができることを提案しながら協議を進めたいと考えています。

計画期間 8 年と定めていますが、8 年ごとにまちづくりの方針を変えていかなければならないわけではなく、将来都市像を早い段階で示しているが故、完成までに時間を要してしまいなかなか事業が進まない印象を与えてしまっているが、現在は早期に事業着手するものを計画決定する方針に代わってきているので、新たに決定するものについては比較的早期に着手される。8 年ごとに計

画を一新しなければならないわけではなく、この８年の経過を見て時代と合っていない箇所は無いかな確認し方向修正を図る中間見直しの意味合いを持つ。現行都市マスから何も変わっていないとの意見がありましたが、ぶれない計画で方針を立てていると理解いただけると幸いです。

## 中西委員

防災減災都市づくりにおいて、国土交通省が気候変動を踏まえた水災害対策の在り方の中で流域治水を出している。流域治水の考え方をきっちり記載しておくべき。

## 事務局

流域治水の記載について検討していきたいと考えます。

## 曾我委員

計画というのはあまり変わってはいけないものという認識があります。少しづつの修正は必要ですが、大きな所を変えるというのは、それなりのロジックが必要である。

P24, P25, P34 に記載してある市街地形成検討地区（住居系）を削除した理由についてお聞かせください。

P30 工業ゾーン 新工業ゾーンが章立てされていたものが章立てされなくなった理由についてお聞かせください。

地域公共交通について公共交通空白地域の文言を削除した理由をお聞かせください。

## 事務局

市街地形成検討地区（住居系）を削除した理由は、人口減少時代において将来人口が市街化区域の中で十分収容できる推計になったことから、市街地を拡大していく必要がなくなったため削除しています。

新工業ゾーンについては、都市計画道路野町国府線沿道の住吉町周辺と都市計画道路中勢バイパス沿道の御園工業団地とその隣接地を位置づけていましたが、都市計画法の開発許可を取り工場等が集積してきたこともあり、新工業ゾーンではなく既存工業ゾーンとして設定し直しています。

地域公共交通における公共交通空白地域については、公共交通空白地域という言葉は残っています。令和４年６月に改定しました鈴鹿市地域公共交通計画での公共交通空白地の考え方と整合を図り素案 P50 に記載しました。

### 曾我委員

公共交通空白地域について、現行都市マスでは章立てされていたが、新都市マス素案では文章の中に組み込まれている、全て包括するという考えでいいのか。

### 事務局

詳細は、鈴鹿市地域公共交通計画に記載していますので参照ください。

### 藤枝委員

SDGs について、テーマを支える視点や基本理念として記載があるが、内容としては、ほとんど触れられていない。もう少し SDGs について精査し記載してほしい。

### 事務局

各項目が SDGs とどのように関連するのか精査し、計画原案に向け SDGs の記載を検討していきます。

### 議長（会長）

意見等出尽くしたように思いますので、本日出た意見の内容を踏まえて事務局に改定作業を進めてもらうこととします。

### 事務局

議長、答申案が用意できました。いかがでしょうか。

### 議長（会長）

答申案の配布をお願いします。

（事務局 答申案 配布）

それでは、お手元の答申案の、確認をお願いします。

（答申案の確認）

よろしいでしょうか。

（委員に対し異議の確認）

では答申案のとおり市長に答申します。

これで、本日の議題はすべて終了しました。進行を事務局へ返します。

### 幹事（課長）

これをもって、本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

上記のとおり第51回鈴鹿市都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 中 西 大 輔  
(原本は自署)

署名人 市 川 哲 夫  
(原本は自署)